

中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る「国民の声」等で寄せられた主な意見に対する見解

No.	主な意見	件数	見解
1. 人件費について			
1	<p>給与水準を引き下げるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員規模が同様の大手企業と比較されていますが、競争性がない中で考えると、公務員並みにすべきと思います。 ・削減計画の中で報道発表の情報では役員報酬を1,800万円に引き下げるとか平均給与を20%下げで年収620万円位にすることですが、赤字企業である事を考えるとこれが妥当なのでしょうか。上場企業なのと言われればそこまでですが平均からするとかなり高いと感じます。 ・管理職・組合員の平均年収を550万円まで下げるべき。平均年収620万円では、サラリーマンの平均年収と比較して高額過ぎる。 ・実際に電気料金を負担する各地域の消費者の理解・納得を得るためには、人件費は同種・同等による比較ではなく、各地域における給与水準と比較して同程度とすることが適当であると考えます。 ・中電の平均年収837万円、30歳時平均年収599万円は一般企業（24年度サラリーマン平均年収408万円）に比べて異常に高く、2割カット程度ではいかにも生ぬるいと考えます。 ・中電職員の平均給与800万円は高すぎる。引き下げると言っているが、それでも浜松市職員と比較しても、高すぎる。 ・電気料金引き上げよりも、しっかりと平均600万円位となるように職員給料の引き下げを先にやるべきだ。 	14	<p>申請原価において、原価算定期間における従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金及び諸手当等）は一般電気事業供給約款料金審査要領（以下、審査要領）に定められた方法に沿って算定が行われているが、一般的な企業の平均値及び類似の公益企業との比較は、平成26年2月に公表された平成25年賃金構造基本統計調査を基本とする。算定方法は、①平成25年賃金構造基本統計調査（常用労働者1,000人以上・正社員、以下賃金統計）の企業平均値に、短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映した金額（588万円）と、②平成25年賃金統計における公益企業3業種（常用労働者1,000人以上、ガス・水道・鉄道）それぞれの平均年収を、中部電力従業員の年齢・勤続年数及び学歴で補正（※1）した平均値に、短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映し（652万円）、これらの単純平均値（$(①588万円 + ②652万円) / 2 = 620万円$）に、地域補正（※2 係数1.005209）を反映している。これらの結果、原価に算入される1人当たりの年間給与水準は623万円となる。</p> <p>※1 平成25年賃金統計における公益企業3業種（常用労働者1,000人以上、ガス・水道・鉄道）の、それぞれの年収単価区分（学歴別の年齢・勤続年数の年収単価）に該当する中部電力の従業員数を当てはめて加重平均により1人あたり平均値を算出。</p> <p>※2 地域補正の方法については、中部電力の都道府県別の従業員数を、平成24年賃金構造基本統計調査（常用労働者1,000人以上、一般労働者）で示されている都道府県別の単価に当てはめて加重平均した値を補正係数としている（係数1.005209）。また、地域補正の比較対照とする平成24年消費者物価地域差指数についても、中部電力の従業員が勤務している地域（東海、東北、関東及び北陸）の従業員数で加重平均している。</p> <p>なお、算定方法は関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の値上げ申請に係る査定と同様の方法であり、考え方は以下のとおり。</p> <p>①給与水準の査定の基本的な考え方について、一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にはそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。</p> <p>②一般的な企業の平均値について、様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成25年：589万円）に、中部電力の場合には短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映することが適当である。</p> <p>③類似の公益企業との比較について、公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢・勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正する。その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）に、中部電力の場合には短時間勤務者（シニア・スタッフ）の労働時間を反映することが適当であり、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが適当である。 ※賃金構造基本統計調査におけるガス、水道、鉄道の人員数は、鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う視点では適当ではないと考えられる。</p> <p>④地域補正について、審査地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。中部電力における地域補正係数の比較対照とする消費者物価地域差指数については、中部電力の従業員が勤務している地域（東海、東北、関東及び北陸）の従業員数で加重平均しているが、審査要領におけるメルクマールと照らして妥当である。</p>
2	<p>役員報酬をカットすべき/役員報酬が高すぎる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬を現在の半分にするべき。 ・人件費は、特に役員給与については経営責任としてもっと減額することも必要である。 ・役職者の高額な報酬こそ削減するべきである。 ・当然、役員の給与も公務員並みにすべきです。 	7	<p>役員給与について、料金原価に算入されている役員の人数は18名（社内役員12名、社外役員6名）で、その給与総額は2.63億円、社内役員1人当たりの年間給与額は1,800万円、社外役員1人当たりの年間給与額は800万円となっている。</p> <p>審査要領においては、役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）と比較しつつ査定を行うとあり、これに沿って審査を行った。また、社外役員の給与については、関西電力等の値上げ申請に係る査定と同等の水準であるかどうかを審査した。</p> <p>これらの結果、中部電力が申請している1人当たりの社内役員の給与は国家公務員の指定職の給与水準と同等の水準であることを確認し、1人当たりの社外役員の給与は関西電力等における査定水準と同等の水準であることを確認した。</p>

<p>3 福利厚生を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生が、一般企業と比べて妥当かを見極めて頂きたい。 ・福利厚生費用の見直しをお願い申し上げます。 ・電気代の値上げ分を社員の福利厚生費に使われたくない。 	<p>4</p> <p>審査要領において、福利厚生費（一般厚生費）については、「労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。ただし、持株奨励金については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない」とあり、これに沿って査定を行った。</p> <p>この結果、中部電力の申請原価（1人当たり27.3万円）は同平均値（30.8万円）より低い水準にあるとともに、持株奨励金については料金原価に算入されていないことを確認した。ただし、厚生施設にかかる運営・維持費用のうち、社員の社宅及び独身寮に係る清掃、賄い、貯水槽の点検及び防火管理業務等に係る委託費用が料金原価に算入されていたが、これらの業務は競争導入等による効率化努力が期待できることから、当該費用についても修繕費や委託費等に織り込まれている効率化努力分（▲10.31%）を原価に算入することが妥当であるとした。</p> <p>なお、電気料金にかかる審査は原価を査定するものであり、中部電力が原価に算入すべき福利厚生費として、何を採用するかは、電気の安定供給の観点から、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。</p>
<p>4 人員計画を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何故1,918人も増員なのですか。再度申し上げます電気料負担者は一般企業であり市民です。 ・人員数(労働生産性)は最近5年間増加している。設備の高経年化や原発安全性対応等が要因とのことだが、それらを除いた労働生産性は本当に向上しているのか。 ・今後3年間では増員が計画されていますが、業務の効率化と併せて電力の安定供給の維持に本当に適正な社員数なのか精査と説明を求めます。 	<p>4</p> <p>中部電力はこれまで業務効率化の取り組みとして、組織の統廃合（営業所、電力センター及び支店給電制御所の統廃合）や、業務の集中化（給与・厚生サービスセンターの設置、営業所の電話受付業務及び料金業務の集中処理化）を実施しているが、近年は送電・変電・配電設備の高経年化対策や太陽光発電設備の連系対応業務等の増加により、原価算定期間における経費対象人員は増加する計画になっている。</p> <p>一方、東京電力をはじめ、これまでの値上げ申請事業者における人員計画の査定では1人当たり販売電力量の水準が電力10社平均より高い水準であるかどうかを重視して査定を行っており、原価算定期間における中部電力の1人当たり販売電力量は電力10社平均より高い水準であることから、人員数の削減を原価上求める必要はないものと考えられる。</p>

2. 燃料費について

5 燃料コストの削減を行うべき

- ・火力発電における燃料費は今回の値上げの理由になっているものであり、効率的な運用が極めて重要です。そのためは、最も単価の安い燃料から順に稼動する（メリットオーダー）ことを徹底してください。
- ・燃料費は電力の源であり、より安価で安定的な燃料購入への努力と効率の良い設備改良を継続してほしい。LNGや石炭といった燃料調達に対する目標値と、その実現による消費者への具体的なメリットを示すべきである。
- ・火力燃料費については、調達努力も見られますが、今後更に調達工夫をして、燃料費削減も可能だと思われまます。
- ・火力発電の燃料費増が今回の値上げ申請の主因であるとしていますが、調達における価格交渉努力について検証するとともに、より安価な火力燃料の調達に向けて今後の目標値と達成計画を明らかにし、その交渉努力を先取りする形での原価反映を求めます。
- ・申請のガス系の金額10,857億円は、企業努力で大幅な削減ができるものと考えます。米国から始まっているシェールガス開発で世界のLNG価格は下がる中、中部電力は企業努力をすることにより、安い燃料を購入することができます。
- ・燃料費の安い石炭発電の効率化を図るなど、燃料費の増大を抑えることができるのではないのでしょうか。
- ・燃料価格の値上がりや電気料金値上げの理由にするのは間違いです。

9

中部電力は、火力発電電力量の増加や燃料価格の上昇により、申請原価において、燃料費が大幅に増加しているとしている。

燃料費については、審査要領において、「燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。」とあり、これに沿って、以下の査定方針とすることが妥当と判断した。

<メリットオーダーの確認及び燃料消費数量の算定>

電源別の供給電力量のうち、一般水力については、可能発電電力量から溢水電力量を控除して算定される。中部電力は、今回の申請においては、平成21年度以降の溢水電力量の増加を理由に、21～23年度の3ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を想定している。21年度以降の溢水電力量の増加の一因として、中部電力は、①近年、短時間の集中豪雨が発生するケースが増加しており、出水に伴う発電機停止による溢水電力量実績が増加していること、②水車発電機保守の効率化に伴う過去の作業停止量の一時的減少の反動、が考えられるとしている。しかしながら、①については、異常気象が継続するかどうかは定かではないこと、②については、これまで水車発電機の保守効率化に取り組んできたことは評価できるものの、過去の料金改定や供給計画策定時において、至近10ヶ年の水力停止率をもとに溢水電力量を算定してきたことが確認されたことから、今回、観測期間を変更する特段の事情はないと考えられるため、申請原価においても、至近10ヶ年（15～24年度）の水力停止率の実績をもとに溢水電力量を想定することが適当である。この結果をもとに、自社火力の発電電力量の分担及び燃料消費数量を再算定すべきである。

申請における自社火力の発電所別の発電電力量は、発電所の定期検査や補修停止等を考慮したうえで、メリットオーダーに基づき算定されていることを確認した。具体的には、発電燃料単価の安い石炭火力をベース供給力とし、次に熱効率が高いコンバインドサイクル型LNG火力を優先的に配分したうえで、残りを従来型のLNG火力、石油火力の順にて賅うことを基本としていることを確認した。他社火力については、契約に基づき、自社火力と同様に経済性を考慮して計画していることを確認した。

<LNG>

今回の申請原価において、中部電力は、原価算定期間内に価格改定がある契約のうち、平成26年度に改定を迎えるものについては全日本通関LNG価格（JLC）を適用し、平成27年度に改定を迎えるものについてはJLCから一定の価格低減を見込み原価に織り込んでいるがLNG調達をとりまく環境の変化を踏まえ、将来の効率化努力を先取りした調達価格を織り込んだ原価算定を行うことが適当であると判断した。

具体的には、先行他電力の査定と同様、26年度については、原価算定期間に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なものの価格（いわゆるトップランナー価格）を原価織り込み価格とする。なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行うことが適当である。加えて、27年度以降については、契約更改交渉までに十分に交渉のリードタイムがあり、また、米国からシェールガスが非FTA締結国に輸出開始が見込まれる時期でもあることから、天然ガス連動価格を一部反映した原価織り込み価格とすることが適当である。また、四国電力と同様、マレーシアから日本向けの平均価格で購入するとしている契約については、マレーシアから日本向けの長期プロジェクトが今後順次価格改定を迎える際に調達各社がそれぞれ効率化努力を行うことを踏まえた査定を行うことが適当である。

また、スポット購入価格については、直近25年6～8月のJKM（日本・韓国向けLNGスポット価格指標）実績にて織り込んでいるが、先行他電力の査定と同様、一般電気事業者全体の平均調達価格を原価織り込み価格とすることが適当である。

<石炭>

石炭の各年度の購入価格は、輸入国別に、直近25年6～8月の中部電力の購入実績または全日本通関石炭価格のいずれか安い価格を原価織り込み価格としており、先行他電力の査定基準である「各国別の全日本通関石炭価格を、原価算定期間における自社の国別調達予定数量で加重平均した価格」を下回っていることを確認した。

<石油>

中部電力は、発電所の環境規制への対応のために主に低硫黄の重原油を使用していることから、中東産原油が8割以上を占める全日本通関原油価格（JCC）よりも割高となっている。

今回の申請原価において、中部電力は、原油等の原価算定にあたり、JCCと比べ季節による価格変動が大きい低硫黄原油の価格を平準化し原価に反映するため、ディファレンシャル方式を使用している。具体的には、直近25年6～8月のJCCに、当該油種価格とJCCの1年間の価格差（平均）を反映させ算出している。原油については、過去の料金改定においても、同様の考え方により、JCCとの格差を基に算定されていることを確認したため、ディファレンシャル方式による原価算定を認めることが適当である。

<p>6 日本原電、北陸電力への支払いは認めないべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発が動いていない日本原電（日本原子力発電株式会社）に基本料金として、年間推定約300億円を支払っていますが、そのコストを家庭向けに押しつけるのも間違っていると思います。 ・中部電力は他社（日本原電、北陸電力）の原発から電気を購入していましたが、福島原発事故により受電は停止していません。しかし、1kwhももらっていない現在でも毎年約500億円の費用をはらっています。 ・受電が見込めない日本原電、北陸電力への支出をやめるべき。 	<p>6</p> <p>購入電力料については、審査要領において、「燃料費、購入電力料については、原価算定期間に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。」とあり、これに沿って、以下の通り査定を行った。</p> <p>中部電力が北陸電力及び日本原電に支払う原子力発電による購入電力料については、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせで設定されている。</p> <p>今回申請では、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでおり、核燃料費等受電量に応じて支払う電力量料金は料金原価に算入されていないことなどから、原子力発電に係る購入電力料全体で前回（平成20年料金改定）に比べて187億円の減となっている。</p> <p>他方で、今回申請においては、停止中の原子力発電所に係る維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用が料金原価に算入されているが、これらの費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当である。</p> <p>① 発電電力量の全量を受電会社に供給することとしているなど当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。</p> <p>② このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所に安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。</p> <p>また、中部電力が契約している発電所は、北陸電力及び日本原電においては、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であるなど、安全機能の維持や発電再開に向けた準備を実施中である。なお、日本原電敦賀発電所の敷地内破砕帯については、原子力規制委員会の有識者会合で「耐震設計上考慮する活断層」であると考える旨、評価書とりまとめられ、平成25年5月の原子力規制委員会で報告・了承されている。当該評価書には、「今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、これを見直すこともあり得る」旨も記載されており、評価書とりまとめ後の平成25年7月に、新たなデータとして調査報告書を日本原電から原子力規制委員会へ提出している。これらを踏まえ、平成25年12月の原子力規制委員会において、評価書の見直しの可否を議論するため、有識者による評価会合及び現地調査を行うことが了承されたが、現時点で、原子力規制委員会としての最終的な結論は出されていない。</p> <p>他方で、中部電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等については、中部電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では不足する部分については、料金原価から減額した。</p> <p>とりわけ、日本原電については、中部電力も出資している会社であり、役員における人的関係等を考慮すれば、日本原電からの購入電力料に含まれる人件費については、中部電力のコスト削減努力並に料金原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、中部電力のコスト削減努力に照らし、10%減額した。</p> <p>特に、人件費については、日本原電の現行の常勤役員一人当たり報酬額2,000万円（平成25年度推定実績）を中部電力同様、国家公務員指定職と同水準（1,800万円）とするとともに、中部電力の役員と兼務している非常勤役員への報酬については料金原価への算入を認めない。また、一人当たり従業員給与については、720万円（平成25年度推定実績）であるところ、中部電力の査定後の水準である623万円まで料金原価を減額した。なお、他社の査定方針も踏まえ、さらに中部電力が北陸電力及び日本原電と交渉した結果、平成26年度受給契約において、査定後原価を下回ると確認できたものを料金原価に反映した。</p> <p>また、北陸電力（志賀2号機）の諸費の一部については、料金原価算定期間に発生する見込みのないものについて料金原価から減額した。</p>
---	---

3. その他の個別原価について

<p>7 競争入札比率を拡大すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した経営効率化のためには、競争入札比率を100%にすることが望ましいと考えます。 ・中部電力が競争発注を増やすといっても29%であるところを35%にするとのことで、なぜそれほど随意契約が多いのか。 ・随意契約を含む調達費用の削減率については、他電力と同様に10%程度に引き上げ、安価な調達に務め経費削減に努めてください。 ・随意契約を含む調達費用の削減率については、これまでの他電力と同様に10%程度に引き上げ、新規事業者の参入を促すことでより安価な調達に務め経費削減につなげてください。 	<p>6</p> <p>中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等（「以下、設備投資等」※1）の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、①東日本大震災前の価格水準から10%の調達価格を削減すること、②子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均10.31%（うち子会社・関係会社取引分0.31%）を設備投資等への効率化として織り込んでいる（コスト削減を求めることが困難な費用を除く）。この効率化の水準は、これまで値上げ申請した事業者の査定水準と同等である。</p> <p>また、価格水準について、中部電力と東京電力のそれぞれの委託人件費単価を比較したところ、中部電力の方が低い水準であった。更に、公共工事設計労務単価（※3）と比較することが可能な37職種（電工、機械運転工、塗装工等）について、中部電力、中部5県平均及び全国平均の単価を見比べたところ、中部電力が今回の原価算定に適用した平成25年度単価は中部5県平均及び全国平均より低い水準であるとともに、震災前の平成23年度単価と同じ水準であった。なお、中部電力における平成24年度の競争発注比率は、非恒常的である電源大型件名を除くと12%であったが、平成28年度末には約3倍の35%まで拡大することを目指しており、更なる拡大については、継続して精査・検討を行っていくことである。</p> <p>以上を勘案すると、中部電力の設備投資等の効率化の織り込みについては適当であると考えられる。</p> <p>※1 設備投資、修繕費、固定資産除却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等 ※2 コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等 ※3 農林水産省及び国土交通省が公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務の単価を決定したものの</p>
---	--

<p>8 修繕費を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費は、H18年以降増加傾向にあり、無駄な費用がないかどうか精査して低減を目指すべきである。 ・今回申請された修繕費のうち、配電部門で前回査定時より約150億円増と多額の取り替え修繕費が計上されています。そのうち、スマートメーター関連費用を除く設備の高経年化対策として多額の増加を見込んでいますが、その内訳と必要性について説明をしてください。 	<p>3</p>	<p>修繕費については、審査要領において、「修繕費については、事業者各社一律に設定するのではなく、各社ごとに、過去実績を元にした基準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）等をメルクマールとして設定する。その際、修繕費率の算定期間は一定の長期間とすることし、直近5年間を基本とする。査定時においては、効率化努力と併せて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取組を個別に考慮する。なお、災害等復旧に係る修繕費については、直近10年間から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値を基本とする。」とあり、これに沿って査定を行った。</p> <p>メルクマールとした修繕費率（帳簿原価に占める修繕費の割合）は、直近5年間（平成20～24年度実績）で1.65%であり、修繕費申請額の修繕費率は1.64%であることから、メルクマールの範囲内になっていることを確認した。</p> <p>配電設備の取替修繕費については、前回改定時及び直近の実績と比べて大幅に増加しているが、これは経年劣化に伴う配電設備の更新計画が原価算定期間開始後に大きく増加していることが主な要因となっている。更新計画は、寿命予測、公衆災害・供給支障等のリスク及び必要な原因究明・対策品の開発・検討手法の検証などを踏まえたものとなっているが、原価算定期間より前に着手することが可能であったにもかかわらず、着手しなかったために増加した費用については、料金原価から減額した。</p> <p>レートベースに関連する修繕費は、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品/予備設備等を中心に行った特別監査（立入検査）の結果を確認し、レートベース、減価償却費との整合性を踏まえ、修繕費も料金原価から減額した。</p> <p>災害等復旧に係る修繕費については、直近10年間（平成15～24年度）から年間の災害等復旧に係る修繕費が最大の年及び最小の年を除いた8年間の実績平均値より申請値が下回っていることを確認した。</p> <p>子会社（株）トーエネックが過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における修繕費を再算定して上回る部分について料金原価から減額した。</p>
<p>9 スマートメーター導入の前倒し等すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートメーター導入によって、料金設定の選択肢が増す期待と共に消費者自身の省エネ行動にもつながると思う。 ・スマートメーターの設置は、電力使用量の「見える化」等により、消費者が情報を利用して節電・省エネ行動につながれる利点や、事業の効率化の両面からも有効な手段であり、個人情報保護への対応を図りながら早期に低コストで導入するべきです。 	<p>3</p>	<p>中部電力は、新設および検定有効期間満了による取替に加えて、計画取替（導入の前倒し）を行うことにより、平成34年度までに、低圧契約全ての需要家にスマートメーターを導入する計画であることを表明している。</p> <p>また、中部電力は、申請原価の算定にあたり、スマートメーターの導入に伴う検針費等の削減効果を平成28年度から▲13.7億円織り込むとともに、その後も展開の進捗とともに検針・配電業務の合理化効果や需要抑制効果が増加するものと推計している。また、お客さまサービスの向上のため、料金メニューの多様化や、「見える化」サービスの提供等に取り組むことを表明している。</p>
<p>4. 費用配賦・レートメイク・選択約款について</p>		
<p>10 自由化部門と規制部門の格差について見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中電の赤字の9割以上が自由化部門の赤字です。これを、規制部門である、私たち国民家庭向け電気料の値上げに押しつけるのは筋違いだと思います。 ・自由化部門と規制部門の料金格差の根拠が不明朗であり、原価構成要素の一つずつの説明を正確にし、正しく原価を計算すべきである。 ・規制部門は平均4.94%、自由化部門は平均8.5%という数字を対比させて発表しているのは、規制部門の値上げ幅がさも低いかのように見せ掛けて、消費者を納得させようという意図が中部電力にあると疑わざるを得ません。 	<p>4</p>	<p>自由化部門と規制部門の利益率については、経済産業省令のルールに基づいて配分し、事業者独自の配分ルールに基づき配分する場合は当該ルールを公表することとしている。結果として、料金改定の際には、概ね利益率は同じになる。ただし、改定後の環境変化によって、自由化部門の利益率が下がった場合、規制部門と自由部門から上がる事業利益の比率は、規制部門に偏ることがあった。</p> <p>電力会社の部門別取支については、規制部門の利益によって自由化部門の赤字を補填することを防ぐ観点から、これまで自由化部門が赤字の場合のみ、事業者名と自由化部門の純損失額を公表することとしていたが、料金制度・運用の見直しに係る有識者会議において、部門別取支については自由化部門が赤字の場合のみならず、常に公表することが提言されたため、毎年公表することとしている。</p> <p>また、平成25年3月19日付けで「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改定し、客観的な基準を設定した。この基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、（イ）規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、一般電気事業者10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、（ロ）前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の取支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の対象とするともに、確認結果を毎年公表することとしている。中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行っている。</p> <p>なお、申請においては、規制部門は平均1.18円/kWh(4.95%)の値上げ、自由化部門は平均1.34円/kWh(8.44%)の値上げとなっている。また、自由化部門の料金は料金規制の対象外であり、当事者間の交渉によって決定されることが原則である。</p>

<p>11 先に大企業の電気料金を上げるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庶民の電気料金は値上げどころか下げるべきです。大手企業の電気料金を値上げしてください。 ・空前の利益を上げている、大企業の料金値上げをすべきです。 ・値上げするなら大企業からとればよい。 	<p>3</p>	<p>自由化部門と規制部門の利益率については、経済産業省令のルールに基づいて配分し、事業者独自の配分ルールに基づき配分する場合は当該ルールを公表することとしている。結果として、料金改定の際には、概ね利益率は同じになる。ただし、改定後の環境変化によって、自由化部門の利益率が下がった場合、規制部門と自由部門から上がる事業利益の比率は、規制部門に偏ることがあった。</p> <p>電力会社の部門別収支については、規制部門の利益によって自由化部門の赤字を補填することを防ぐ観点から、これまで自由化部門が赤字の場合のみ、事業者名と自由化部門の純損失額を公表することとしているが、料金制度・運用の見直しに係る有識者会議において、部門別収支については自由化部門が赤字の場合のみならず、常に公表することが提言されたため、毎年公表することとしている。</p> <p>また、平成25年3月19日付けで「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改定し、客観的な基準を設定した。この基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、(イ)規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、一般電気事業者10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、(ロ)前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の対象とするとともに、確認結果を毎年公表することとしている。中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行っていく。</p> <p>なお、申請においては、規制部門は平均1.18円/kWh(4.95%)の値上げ、自由化部門は平均1.34円/kWh(8.44%)の値上げとなっている。また、自由化部門の料金は料金規制の対象外であり、当事者間の交渉によって決定されることが原則である。</p>
<p>5. 経営合理化・経営責任及び政府等の責任について</p>		
<p>12 内部留保、剰余金を取り崩すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・莫大な内部留保を取りくずせば値上げは必要ないし、株の配当支払いは可能である！ ・平成25年度の剰余金の見直し残高は5,670億円もあり、直ちに家庭向けの電気料金を上げる必要はないはずです。 ・中部電力には内部留保が潤沢にあります。財務状況と値上げの関係について消費者が納得できる説明を求めます。 ・まだまだ中電には剰余金が数千億円もあり電気料金を値上げせずとも運営していく体力は十二分にあるはずです。 ・中部電力の財務状況によれば平成25年の「剰余金残高」5,670億円もあります。家庭用向けの電気料金値上げ分は482億円であり、値上げの必要はないと考えます。 	<p>23</p>	<p>今回の電気料金値上げ申請に対する審査にあたっては「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。</p> <p>なお、中部電力は平成23年度以降、赤字により自己資本が毀損しており、財務体質悪化の中で資金調達環境が悪化している。こうした中、現行レートベース方式の下で資金調達コストの低減に努め、内部留保の充実を通じて将来の資金調達コストを低減させていくことは、中長期的な電気料金の安定性の観点から、需要家にとってもメリットがあるものと考えられる。</p> <p>中部電力からは、3期連続の赤字となり、今後具体的な収支改善の見込みが得られない場合、金融機関に不良債権と判断される蓋然性(確実性)が高まり、取引先から新規の融資を受けられなくなるおそれ(資金調達環境が極めて困難になる可能性)があり、信用力の低下から、資金調達コストの一層の上乗せや、最悪の場合、資金繰りが行き詰まり、電気事業の遂行に支障をきたす可能性があることや、燃料費、資材調達等にも影響が生じる可能性があるとの説明があったところである。</p>
<p>13 経営努力が足りない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な経営体質の強化と経営計画を示してください。中部電力においては、あらゆる支出について、一般企業以上の徹底的な経営効率化、コスト削減を進めてください。 ・公共性ある適正な事業体質の実現に向け、他の電力事業者の模範となる効率的な事業経営を目指して欲しい。 ・経営効率化で原発停止の燃料費増はほぼカバーできる。 ・徹底的な経営効率化、それも競争市場における民間企業と同じレベルでの徹底的な経営効率化に本気で取り組めば、充分値上げ分を解消できるはずです。 ・全国の電気事業者は、原発のように税金も含めた巨額の資金と国策で手厚く庇護された商売に慣れてしまっていて、個々のコスト管理を細かく積み上げるといって経営努力を怠ってきたといわざるをえません。 ・さらなる経営努力を要求する。 ・電力会社も努力してもらいたいと思います。 	<p>10</p>	<p>今回の電気料金値上げ申請に対する審査にあたっては「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。</p> <p>これまでの関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の査定においては、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ例を勧奨し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めていることが困難である費用(※1)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際各電力が震災後に行った取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。</p> <p>中部電力は申請原価上、設備投資及び修繕費等(※2)の資機材・役務調達のうち、今後契約を締結するものについて、①東日本大震災前の価格水準から10%の調達価格を削減することと、②子会社・関係会社との契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分についても、出資比率に応じ10%の調達価格を削減することを基本方針とし、これらを合わせた平均10.31%(うち子会社・関係会社取引分0.31%)を設備投資等への効率化として織り込んでいる(コスト削減を求めていることが困難な費用を除く)。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等である。</p> <p>※1 コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、不払公課 等</p> <p>※2 設備投資、修繕費、固定資産売却費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、研究費、養成費等</p>

<p>14 国はエネルギー政策等の道筋を示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府においては、省エネルギー・新エネルギー対策や電力の安定供給及び料金抑制を両立させるための統合的な措置を早期に講じて頂きたい。 ・国のエネルギー政策の失敗がもたらした重要な問題であり、命がけの政策を行う行為、努力をお願いしたうえで判断していただければいいとおもいます。 ・国のエネルギー政策を早期に確定したうえで審査を実施すべき。電力料金が国際競争力を阻害しているとの認識に立った産業政策を策定すべき。 ・電力会社へ責任を押し付けず、国の責任を全うしてほしい。 ・原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換に踏み出すべきであると考えます。 ・電力システム改革、再生可能エネルギーの導入についても、その検討過程に国民が参加し、十分に意見を反映できる仕組みを早急に作ってください。 	<p>8</p>	<p>エネルギー政策においては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギーの安定供給を図ることが何よりも重要。</p> <p>中長期的なエネルギー政策の方針を定める、エネルギー基本計画については、パブリックコメントや与党との調整を経て、平成26年4月11日に閣議決定したところである。その中で、原子力に係る政策の方向性については、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」としているところである。</p> <p>電力システム改革については「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）及び、改正電気事業法（平成25年10月15日国会提出、平成25年11月13日成立）において、2020年までに実現すべき新たな電力システムの姿と、改革の手順をパッケージで示したところであり、そこで示した内容を、実施可能なものから速やかに実行してまいりたい。また、電力システム改革の制度設計にあたっては、電力システム改革専門委員会、及びその下に設置した制度設計ワーキンググループにおいて、消費者問題の専門家にも委員として議論にご参加いただき、消費者目線でのご意見をいただけてきたところ。今後、実際の詳細な制度改正を行う際にも、パブリックコメントを通じ、広く国民の皆様のご意見を伺う予定。</p>
<p>6. 審査手続き、情報公開について</p>		
<p>15 しっかりと情報公開、説明を行うべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部電力は、少なくともこれまでの電力会社の審査の際に出されていた項目については情報を公開し、国民が理解・納得できるようにしてください。 ・値上げ審査は、十分な資料を基に、透明性と納得性をもって丁寧に行い、その過程と結果を消費者に分かりやすい形で公開されることが必要と考えます。 ・売却したものを示すだけでなく保有しているものも含めてすべての情報を公開することが必要です。 ・地域の暮らしを支えている中小企業に対して、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたい。 ・電力事業者も個々の発電所ごとに、もっと詳細な発電コストのデータを国民に公表すべきです。 ・さらなる経営努力とともに、負担の公平性を担保する為にも、全ての情報を開示する事が先である。 ・浜岡原発再稼働前提の値上げということでは、消費者を納得させる十分な説明とは言えない。 ・中部電力の消費者に対する説明は全く不足しています。 ・中電から値上げのチラシ1枚で値上げが出来るのは変です。 	<p>18</p>	<p>電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会においては、申請内容が最大限の経営効率化を踏まえたものか、中立的・客観的立場から検討を行った。その結果とりまとめられた査定方針について、消費者庁との協議及び「物価問題に係る関係閣僚会議」における了承を踏まえ、中部電力に対して申請内容の修正を指示したところである。</p> <p>第6回の中部電力に係る第1回の審査以降、委員会は公開形式で行われ、資料は経済産業省ホームページに掲載されている。また、委員会開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、議事録についても、経済産業省ホームページに掲載又は今後掲載予定である。</p> <p>(参考「電気料金審査専門委員会・電気料金審査専門小委員会」：http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/index.html)</p> <p>また委員会への資料提出以外に、中部電力において、利用者に対し情報開示を徹底することが、今後利用者の理解を得る上でも重要であり、中部電力に対して一層わかりやすい情報公開に努めるよう促してまいりたい。</p>
<p>16 厳正な審査をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・値上げの理由の根拠となる中部電力の赤字の原因を、審議会でしっかりと議論し、中部電力と同じ見解であるかを確認していただきたい。 ・料金査定での想定と実績との原価の乖離等、電気料金の妥当性を事後的・継続的に検討・評価する仕組みを作ってください。 ・中部電力の今回の値上げが、利用者・消費者の暮らしに大きな影響があることを考え、厳正な審査を行ない、申請を許可しないことを求めます。 ・値上げ審査は、十分な資料を基に、透明性と納得性をもって丁寧に行ってほしい。 ・査定にあたっては厳しく行ってほしい! 	<p>7</p>	<p>今回の電気料金値上げ申請に対する審査にあたっては「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。</p> <p>また、電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会については、第6回の中部電力に係る第1回の審査以降、全て公開形式で行われ、資料は、経済産業省ホームページに掲載されている。また、委員会開催の様子については、インターネットでライブ配信されており、議事録についても、経済産業省ホームページに掲載又は今後掲載予定である。</p> <p>(参考「電気料金審査専門委員会・電気料金審査専門小委員会」：http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/index.html)</p>

7. 電気事業制度について	
<p>17 総括原価方式を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中電に限らず全ての電力会社は総括原価方式による決算を直ちに取りやめること。こんなやり方では民間会社としてコスト意識が希薄になり、電力会社は何か特権を与えられているように感じる。 ・電力会社の総括原価方式の見直しをお願い申し上げます。 ・電力会社が過度な利益を得ることなく、コスト削減を促進する料金制度についての研究を進め、現行の総括原価方式をできるだけ早期に見直す必要があります。 ・電力料金は総括原価方式により、人件費も、消費税増税分転嫁も、減価償却費も、社会保険（雇用主負担）も、事業報酬費（利子や配当）も計上することができる。 	<p>7</p> <p>総括原価方式の見直しについては、電気の小売料金の全面自由化（小売料金規制の撤廃）を盛り込んだ「電力システムに関する改革方針」を平成25年4月2日に閣議決定しているところ。また、3段階で進める電力システム改革の全体像を法律上明らかにした電気事業法改正法案が平成25年11月13日に成立したところである。</p>
<p>18 小売り自由化を行うべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、通信事業分野で行われて来た自由化と同程度の規制緩和を、電力に於いても実行し、自由競争の促進を図るべきであると考え。 ・電気は、暮らしに必要な不可欠なインフラですが、現在、私たち消費者は、その購入先を自由に選ぶことができません。 ・競争原理を働かせることを目的とした関係法制度の検討をすべき。 ・電力事業の自由化の促進。 	<p>6</p> <p>地域独占や総括原価方式については、現在、電力システム改革を議論の中で、地域独占を撤廃する小売部門の自由化や総括原価方式の廃止に向けた制度設計を進めているところ。既に、小売りの全面自由化も含めた電力システム改革を段階的に実施するプログラム規定を盛り込んだ改正電気事業法が平成25年11月13日に国会で成立したところ。また、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ第2弾の電気事業法等改正案を今通常国会に提出したところであり、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。</p>
8. 原子力発電所について	
<p>19 原子力発電所を廃止すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜岡原子力発電所が、東海地震の震源域の上にあることは知られていることですが、ここに原子力発電所を稼働させることは絶対に許されるものではなく、廃炉に向けた投資をすすめるべきです。 ・今、中電に期待することは浜岡原発の早期廃炉を軸とした、原発に依存しない健全な電力サプライヤーへの経営方針転換です。 ・中電は浜岡原発を廃炉にして、核廃棄物の処理ができないような人類にとって害悪でしかない放射能の影響から国民を守ることを考えるべきです。 ・地震や津波などの自然の力は所詮「想定外」の被害をもたらすことは想像に難くない。是非とも脱原発に舵を切るべし。 ・浜岡原発は立地的、構造的に欠陥があります。中電は電気料金の値上げをはやめ、浜岡原発を廃炉にすべきです。 ・原子力発電は安くて安全であるという前提のエネルギー政策を改めてください。 ・原子力発電からの撤退、廃炉・廃棄物処理技術の開発、活用を希望する。 ・まずは、原発からの脱却を望みます。 ・原発は直ちに廃止すべきです。 	<p>20</p> <p>我が国においては、原発の運営自体は民間事業者が行い、国は原発の安全性や適切な事業運営を確保すべく、制度の整備や規制の実施、また原子力政策の方向性の決定等の役割を担ってきた。個別の原子力発電所の廃炉については、原子炉等規制法の規制の下で、事業者が個別に判断することになっている。</p> <p>なお、本年4月11日に閣議決定したエネルギー基本計画においては、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」としているところである。</p>

20	<p>原子力発電所を再稼働し、国民負担を減らすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜岡原発を早々に稼働させて、火力発電で使う、燃料を節約して、電気料金を値上げしないで欲しいです。 ・資源エネルギー庁と日本政府は責任をもって中部電力と静岡県の川勝平太知事、原子力規制庁に早期の浜岡原発の再稼働を強く要請し責任をもって浜岡原発の再稼働させて電気料金の値上げを少しでも抑えるべきです。 ・国としても、原子力発電所の再稼働を早急に認め、料金値下げとなるように努力されたい。 ・原子力発電を早く稼働して、値下げを期待したい。 ・徹底した管理のもとでの原発再稼働を望みます。 ・地域活性化のため、日本のため、ひいては国民一人一人の為に原発は再稼働させ、安価な電力の安定を図るべきです。 ・私は電気料金の値上げには断固として反対すると共に、浜岡原発の再稼働を強く要望します。 ・原子力発電は不安があるが、停めておいても危険は変わらない。つなぎとして原子力発電所を動かしておくのは良いと思う。 ・電氣量を確保するため、安全確認ができ次第、浜岡原発を再稼働してください。 	16	<p>本年4月11日に閣議決定したエネルギー基本計画においては、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」としているところである。今回の料金原価は、一部の原子力発電所の再稼働を仮定して申請がなされているが、原子力発電所の再稼働は、原子力規制委員会によって規制基準への適合性が確認されることが大前提である。</p>
21	<p>再稼働が決まっていない浜岡原発にコストをかけるのはおかしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の所、浜岡原発の再稼働は白紙状態です。なのに、なぜ、3000億円などという大金を使って、殆ど意味もない防潮堤を造るのでしょうか。 ・浜岡原発の再稼働が折り込まれているが、原発は固定費が高く、発電するしないにかかわらず、浜岡原発では維持管理費が年間約1000億円もかかる。 ・稼働もしていない原子力発電の建設から整備までの費用を、何故私達が費用を支払わなくてはならないか。 ・停止している原発でも大きな費用がかかっています。原発にこだわるべきではありません。 ・この値上げ分で浜岡原発の津波対策工事に充てるのであれば、それはもつてのほかという以外にありません。 ・浜岡の防波壁を作るお金があるならば、もっと他に使うべきところはたくさんあると思っています。 ・原発の維持費1,000億円を火力発電の燃料費に回せば、経営の負担は軽くなるはずです。 	12	
22	<p>原子力発電所再稼働を前提とした値上げには反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発再稼働を前提とした値上げには反対である。 ・今回の値上げが浜岡原発の再稼働を前提にしているのであれば反対いたします。 ・浜岡原発再稼働を前提とした電気料金の値上げに反対します。 ・認可もされていないのに、なぜ再稼働が認められたかのように料金を算定するのでしょうか。 	9	
23	<p>脱原発のための値上げであれば理解できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、中電に期待することは浜岡原発の早期廃炉を軸とした、原発に依存しない健全な電力サプライヤーへの経営方針転換で、そのための道筋を明らかにした電力料金の見直しであれば検討の価値はあります。 ・原発を止めるから値上げする、というのならばお金を出す気にもなります。 ・仮に電力料金の値上げ分を浜岡原発の廃炉費用に充てるのであれば、喜んで値上げに賛成します。 ・原発無しにするための電気料金値上げであるなら、受け入れてもよいと思っています。 	4	

9. その他の意見			
24	<p>値上げは家計や企業経営への負担が大きい、困る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庶民の生活を苦しめる料金値上げに反対です。 ・ 生活も大変になります。人として最低限の生活を保障していただくためにも、電気料金の値上げは困ります。 ・ 今回の電気料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものです。 ・ 電気料金の値上げは少なからず家計にも影響が出ます。 ・ 中小企業の負担軽減のため値上げ幅の更なる抑制を強く求める。特に、電気めっき業の電力依存度の高い中小企業には特段の措置を配慮して頂きたい。 ・ 事業向け電力費の大幅アップは、死にかけている病人（企業）を谷底に付き落とすような対応としか受け取れません。 ・ 当印刷業界におきましては、大幅な需要の減少に加えて昨年の諸材料費の値上げに続き、今年度は製紙メーカーからの10%以上にも及ぶ値上げなどもあり、今回の値上げを製品単価へ載せる事は到底できません。 	18	<p>今回の電気料金値上げ申請に対する審査にあたっては「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。</p>
25	<p>電力会社等の責任を消費者に転嫁すべきではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担を利用者（国民）に転嫁するのはやめろ。 ・ ずさんな経営状況の尻ぬぐいを安易に住民に押しつける、今回のやり方には納得できない。 ・ 値上げの理由が納得できません。家庭に押しつけるべきではないと思います。 ・ 中電の経営の責任は会社にあるべきで、すべてのツケを押しつけないで下さい。 ・ 産・学のために原発が必要だと言っているがコストを家庭用に押しつけるなんておかしい。 	7	
26	<p>再生可能エネルギーの導入を推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来を明るくする再生可能エネルギーの研究開発に力を注いでもらいたい。 ・ 早く再生可能エネルギーに方向転換されることを望みます。 ・ 自然エネルギーへシフトするためのコストなら、値上げもやむを得ない。 ・ 今後に向けて、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの拡大などを含めて原子力発電に頼らないエネルギー政策を明確にすべきです。 ・ 料金は原発の推進ではなく再生可能エネルギーで電力を提供する方に力を入れるように使って下さい。 ・ 再生可能エネルギーの開発、普及を希望する。 	12	<p>エネルギー政策においては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギーの安定供給を図ることが何よりも重要。</p> <p>中長期的なエネルギー政策の方針を定める、エネルギー基本計画については、平成25年4月11日に閣議決定されたところ。その中で、再生可能エネルギーについては、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める。このため、再生可能エネルギー等関係関係会議を創設し、政府の司令塔機能を強化するとともに、関係省庁間の連携を促進する。こうした取組により、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。」「これに加えて、それぞれに異なる各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、世界最先端の浮体式洋上風力や大型蓄電池などによる新技術市場の創出など、新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが必要である。」としているところである。</p>
27	<p>来年4月からの消費税増税と重なって厳しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年4月から実施予定の消費税増税が加わり、トリプルパンチとなって家計を大きく圧迫します。 ・ 電気料金の値上げは家庭向け、法人向けを問わず、来年4月からの消費税増税と相まって更なる負担増となり本来であれば個人的には絶対に容認できない。 ・ 来年4月から消費税が上がる中、電気料金の値上げは生活を圧迫します。 	4	<p>公聴会等でも多数のご意見をいただいたところ。</p> <p>一方、今回の審査は電気料金値上げ申請に対するものであり、「能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであること。」という電気事業法の規定及び関連する法令を踏まえ、最大限の経営効率化を踏まえたものになっているかという観点から審査を行った。</p>